

工事实績確認書類の提出について（お知らせ）

島根県県央県土整備事務所

令和3年8月

島根県では、現在、建設工事の種類が「土木一式工事」で請負対象額1千万円以上の場合は、簡易型一般競争入札等の入札公告により、工事ごとに各建設業者から入札に参加する者に必要な資格を満足していることを資格確認資料として、提出してもらっているところです。

ただし、入札に参加される皆さまの負担軽減のため、県央県土整備事務所が発注する土木一式の工事に限り、事前に工事实績確認資料を提出していただいたうえで個別の入札における確認資料の提出を省略しているところです。

工事实績については、発注年度以前15年間に完成及び引き渡し完了したものを実績として認めることとしており、毎年8月1日以降に入札公告する案件から対象年度が変わります。

これまでに提出された実績を変更する必要がある場合、あるいは今回新たな実績のある場合は、下記のとおり実績を提出していただくようお願いいたします。

記

項 目	条 件																														
<p>●対象となる工事实績等</p>	<p>ア 公共事業において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、以下の工事を完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者：国（公団とその後継会社、公社を含む）、島根県（公社含む）、島根県内の市町村 ・建設工事の種類：土木一式工事 ・実績の内容：1 契約で税込み最終金額が5百万円以上のうち 金額が最大のもの1件 <p>※国（公団とその後継会社、公社を含む）及び島根県（公社含む）の実績は、平成18年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※市町村の実績は、別表に該当し、平成18年度以降、入札公告日前日までに完了した工事、又はその他島根県内の市町村で平成28年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※工事が、島根県総務部、農林水産部及び土木部の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という）に係る実績である場合は、評定点が6.5点未満のものは対象としない。</p> <p>※経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。</p> <p>別 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">市町村名</th> <th style="width: 80%;">対象となる契約時期・旧町名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">松江市</td> <td>平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市</td> </tr> <tr> <td>平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市</td> </tr> <tr> <td>旧松江市（平成14年11月5日以降の契約に限る）</td> </tr> <tr> <td>旧宍道町（平成15年6月1日以降の契約に限る）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">出雲市</td> <td>平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市</td> </tr> <tr> <td>平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市</td> </tr> <tr> <td>旧出雲市（平成11年11月1日以降の契約に限る）</td> </tr> <tr> <td>旧平田市（平成15年6月1日以降の契約に限る）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雲南市</td> <td>平成18年1月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大田市</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">益田市</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">隠岐の島町</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安来市</td> <td>平成20年1月1日以降に契約に限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">浜田市</td> <td>平成21年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">江津市</td> <td>平成23年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">川本町</td> <td>平成29年1月4日以降の契約に限る</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※監督・検査・成績評定要領がすべて制定された市町村。</p>	市町村名	対象となる契約時期・旧町名等	松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市	旧松江市（平成14年11月5日以降の契約に限る）	旧宍道町（平成15年6月1日以降の契約に限る）	出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市	旧出雲市（平成11年11月1日以降の契約に限る）	旧平田市（平成15年6月1日以降の契約に限る）		旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）	雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る	大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る	益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る	隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る	安来市	平成20年1月1日以降に契約に限る	浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る	江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る	川本町	平成29年1月4日以降の契約に限る
市町村名	対象となる契約時期・旧町名等																														
松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市																														
	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市																														
	旧松江市（平成14年11月5日以降の契約に限る）																														
	旧宍道町（平成15年6月1日以降の契約に限る）																														
出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市																														
	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市																														
	旧出雲市（平成11年11月1日以降の契約に限る）																														
	旧平田市（平成15年6月1日以降の契約に限る）																														
	旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）																														
雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る																														
大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る																														
益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る																														
隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る																														
安来市	平成20年1月1日以降に契約に限る																														
浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る																														
江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る																														
川本町	平成29年1月4日以降の契約に限る																														

● 提出を求める 工事実績確認資料	<p>以下の（１）から（３）の中から、上記の「工事実績等」アに該当することがわかるものを提出して下さい。</p> <p>（１）コリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る） （２）竣工検査済証等、発注者が作成したもの （３）発注者が証明したもの（写しも可）。</p> <p>※上記（１）～（３）の複数資料の組み合わせも可。</p> <p>また、<u>その工事が島根県土木部等発注工事である場合には、工事実績評価通知書（写）も併せて添付</u>願います。（ただし、工事実績評価点を含めて証明した（３）を提出する場合、又は工事実績評価対象外の工事である場合を除く）</p>
----------------------	---

●提出期限 随時

●提出先・照会先

〒696-8510

島根県邑智郡川本町大字川本265-3

島根県県央県土整備事務所 業務部 契約業務課

（注）不明な点等は、電話（0855）72-9623 までご連絡下さい。

●提出方法

封筒に「工事実績確認資料在中」と朱書して、郵送又は持参してください。

【参考：土木一式工事の実績と簡易型一般競争等に参加できる範囲】

過去の土木一式の工事実績	発注工事の金額		
	1億円以上2億円未満工事	4千万円以上1億円未満工事	1千万円以上4千万円未満工事
5000万円以上の実績がある者	○	○	○
2500万円以上の実績がある者	×	○	○
500万円以上の実績がある者	×	×	○